

輸入食品に対する検査命令の実施について（米国産パセリ）

以下の食品を輸入する輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
米国産パセリ及びその加工品	クロルピリホス ^{*1}	検疫所におけるモニタリング検査の結果、米国産乾燥パセリからクロルピリホスを検出したため、当該検出値を生パセリに換算したところ、パセリの基準値を超えるものであった。

* 1 有機リン系殺虫剤

<参考1>

米国産パセリの違反事例

1 品名：乾燥パセリ

輸入者：ソマール株式会社

製造者：CONAGRA FOOD INGREDIENTS CO

届出数量及び重量：50袋、500.00kg

検査結果：クロルピリホス 0.03ppm^{*2}検出（基準値：0.01ppm）

届出先：成田空港検疫所

違反確定日：平成17年5月20日

措置状況：全量廃棄済み

2 品名：乾燥パセリ

輸入者：日本プリメロ株式会社

製造者：SENSIENT DEHYDRATED FLAVORS CO.

届出数量及び重量：112箱、1,270.08kg

検査結果：クロルピリホス 0.06ppm^{*2}検出（基準値：0.01ppm）

届出先：名古屋検疫所 清水検疫所支所

違反確定日：平成17年8月2日

措置状況：全量保管中

* 2 乾燥パセリの検出値を生パセリに換算した値

<参考2>

米国産パセリの輸入実績

（平成17年1月1日～8月1日：速報値）

品目	届出件数(件)	届出重量(kg)	違反件数 ^{*3}
乾燥パセリ	54	123,810	2
冷凍パセリ	1	1,035	0

* 3 クロルピリホスに係る違反に限る